

第3回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会	参考資料5
平成20年10月27日	

## 認可外保育所の認可保育所化について

平成20年10月27日  
株式会社ベネッセスタイルケア  
佐久間 貴子

弊社で運営している認可外保育所は、東京都認証保育所1園、横浜保育室2園（ほか事業所内保育施設1園）とわずかですが、いずれも同じ保育方針で運営しており、常勤職員はすべて有資格者とするなど保育の質を確保しています。（一般的に言っても、東京都認証保育所や横浜保育室など地方自治体が補助している認可外保育所は、いずれも国が定める児童福祉施設最低基準に準じた地方自治体の基準を満たしています。）

これらが認可保育所（給付対象となるサービス）となることができない理由、なるばあいの課題には、次のようなものがあります。

### ■ 地方自治体独自の認可基準の廃止・緩和について

弊社で運営している認可外保育所の1園は、国が定める児童福祉施設最低基準は満たすものの、地方自治体が上乘せしている次のような基準を満たさないため、認可を受けることができないものがあります。

- ① 屋外遊戯場（園庭）を付近の公園、広場等で代替する場合には、専用の屋外遊戯場を基準面積の1/2以上、又は、プール遊び等のできる場所を確保すること
- ② 福祉のまちづくり条例に基づき、児童福祉施設を新設する場合には、車いすで利用できるエレベーターや障害者用のトイレを設置すること

こうした基準を廃止・緩和し、国が定める基準を満たせば認可保育所となることができれば、一部の認可外保育所の認可保育所化が進むことと考えます。

### ■ 都市部における運営費額の増額について

弊社で運営している認可外保育所の別の1園は、国が定める児童福祉施設最低基準は満たすことができるものの、当該地方自治体では、株式会社は認可保育所に対する地方自治体独自加算が受けられないことから認可を受けていません。

前回、「保育所運営費用に対する補助について、保育所を設置する法人の類型にかかわらず、できるだけ同様の補助をいただきたい」と申し上げましたが、そもそも地方自治体独自加算がないと都市部では保育所が運営できないこと自体が問題と考えています。

つきましては、保育所の経営実態の調査を行い、都市部における保育所運営費額を国が適正に定めていただきますよう、要望いたします。

### ■ 認可外保育所の利用者の利用継続について

弊社で運営している認可外保育所では、週に2～3日就労する保護者も利用されています。認可外保育所を認可保育所にするを進めると同時に、「保育に欠ける要件」を見直し、その家庭が保育を必要とする時間に応じて保育を提供することが可能になるよ

う、要望いたします。

	認可保育所		認可外保育所	
	社会福祉法人	株式会社	東京都認証保育所 横浜保育室 等	その他
① 入所 受け入れ	市町村を通さないと受け入れられない	市町村を通さないと受け入れられない	ニーズに対応して直接受け入れができる	ニーズに対応して直接受け入れができる
② 施設整備 補助	ハード交付金あり	ハード交付金なし	ハード交付金なし	ハード交付金なし
③ サービス 基準	国が定める基準	国が定める基準	地方自治体が定める基準	なし
④ 運営費の 公的助成	国が定める補助あり 都市部地方自治体によっては加算	国が定める補助あり 都市部地方自治体によっては加算 (一部)	地方自治体による補助あり	なし

第3回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会	参考資料6
平成20年10月27日	

## 棕野委員への回答及び株式会社立認可保育所の促進について

平成20年10月27日  
株式会社J Pホールディングス  
代表取締役 山口 洋

### I. 棕野委員への回答

#### 1. 保育所の保育サービスの質の確保について

必ずしも認可保育所という形態でなければ質の確保ができないというわけではない。

例えば、東京都の認証保育所では施設整備基準は認可保育所と同じであり、施設長の基準に至っては必置で、その要件も児童福祉施設で1年以上の経験がある有資格者とされ、さらに一般職員も派遣を認めない等認可基準より高度に設定されている。職員の基準は有資格者60%以上としているが、実際には85%は有資格者であり、更に残りも幼稚園教諭の資格を持っている等実質的には認可保育所と変らない制度でもある。

また、東京都内では第三者評価の受審率は認可保育所より認証保育所の方が高い等、質の向上に努力していると考えられる。東京都による指導監査での指摘事項については認可保育所と認証保育所では同数程度であり、設備や態勢上の遜色はない。

離職率の問題について現状ではデータがないが、開園後経過年数が同じ認可保育所と比較した場合、有意の差は感じられない。但し、東京都認証保育所制度が出来て7年目であるため、それより長いケースでは比較出来ない。また、民改費等の制度がない事を考えると長期の間同じ施設で労働するインセンティブが働きにくいと言える。それゆえに、認可外施設で高い質で運営されている施設には、補助金を付与する事により職員の待遇を向上する事が必要である。また、補助金を交付する事により公の監理の下に、置き指導を徹底することが出来る。これは実証済みである。

#### 2. 量的確保のためのシステム改革について

認可保育所が多様なニーズに対応出来ない理由の第一は、認可制度にある運営費の硬直性にある。運営費の使用にあたっては、あらかじめ決められた費目にしか認められず、仮に経営努力(工夫)によって経費を少なく抑えたとしても他に流用することが出来ない。また、自治体によって事業に制限が行われている現状もある。

第二に、都市部において認可保育所は他施設との競争がないため、経営者が硬直的思考(保育はかくあるべき等)をしている場合や、利用者ニーズを理解していない場合、あえて面倒なサービスを行うインセンティブがないと判断される場合が多いからである。

### 3. 認可保育所の保育の質の改善について

都市部での量的拡大をした場合の問題は、保育の質をどのように担保するかである。

現在、東京や神奈川での保育所定員拡大は深刻な保育士不足を生じさせている。このことは経験の浅い保育士の増加を意味するため質の低下を招くことになる。

加えて保育士資格の緩和等の議論があるが、資格基準の緩和は保育の専門家としての誇りと地位を低下させ、専門性の研究や専門家としての知識や技術を向上させる努力を減少させることに繋がる。むしろ資格取得の際、学校での単位にとどまらず、他の資格と同じように国家試験を課すことにより、専門性を向上させ、保育士資格への誇りを意識することができる。また、高度な資格が保護者を含めた社会からの尊敬の念を惹起することになり、保育士の社会的地位を向上させ保育の質を改善することになると考えられる。

よって、国家試験を前提とするのであれば、保育士の不足分を准保育士制度等の二段階にすることで対応しても良いと考える。

#### 1. 株式会社立の認可の促進について

現状の制度では種々の規制のため株式会社の参入に制約がある。保育サービスを行う場合、社会福祉法人と株式会社の間には保育の質に何ら理論的、科学的差異がないにもかかわらず、一方にだけ制約が多いのは不公平である。同時に、株式会社という社会資源を活用しないのは保育サービスにおける日本の損失であると考ええる。よって、イコールフットリングを実現することで、特に都市部で、質の向上をさせながら、量的拡大が出来ると考ええる。

●株式会社の中にはすでに膨大なインフラを持っている会社が多数ある。

1. 巨大な資本を蓄えた株式会社が参入することによって、資金的な問題では保育所設立の制約がなくなる。
2. 保育所開園は多くの職員を募集し教育しなければならないが、すでに人事システムが構築されているため大量採用や集合研修が可能である。
3. 認可保育所の運営には膨大な事務作業を強いられるが、本部の管理システムが既に構築されている。
4. 事業を拡大する場合、経営者並びに何らかのモチベーションアップが必要であるが、インセンティブを含め態勢づくりに長けている。

●配当について

配当は公的資金の福祉事業以外への流出との批判があるが、配当は金利と同じ性格である。社会福祉法人では（独）医療福祉機構や銀行より資金を調達し金利を支払うが、株式会社では間接金融（銀行）と直接金融（資本市場）のどちらか安い方から資金調達できる分、合理的である。しかも直接金融の場合、返済しない事や利払い（配当）しない事も可能で、大変リスクの少ない資金調達となる。

●営利主義ではないか？

本来、理論的には利益は手段であって目的ではないと信じる。その目的は企業毎に異なるが、本来は社会への貢献であり、企業活動そのものが社会貢献となり、反社会的企業は結局は淘汰される。

また、利益だけを目的とし質の低い保育を行っている事業者では認可保育所の場合、自治体からの認可は得られることはない。少なくとも多数の施設経営を受託することはない。